



下呂市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 29 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市規則第55号

## 下呂市職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

下呂市職員の特殊勤務手当支給規則(平成16年下呂市規則第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(火葬業務手当)</u></p> <p>第20条 <u>条例第21条第2項の規則で定める火葬業務手当の額は、1件につき2,000円(ただし、動物炉のみの業務に従事した場合は、1件につき1,000円とする。)</u>とする。</p>	第20条 削除

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。